

# 国保ヘルスアップ事業業務委託 仕 様 書

## 1 事業名称

国保ヘルスアップ事業業務委託（以下「本事業」という。）

## 2 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

## 3 事業目的

令和5年度に策定した「守口市国民健康保険第3期データヘルス計画及び守口市国民健康保険第4期特定健康診査等実施計画」（以下「第3期データヘルス計画等」という。）に基づき、PDCA サイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業を実施することにより、守口市の国民健康保険被保険者（以下「被保険者」という。）の更なる健康の保持増進を図る。また、先発医薬品が処方されている被保険者が後発医薬品に切り替えた場合の自己負担額の軽減効果等を記載した差額通知（以下「差額通知」という。）を発送することにより、被保険者の負担軽減及び国民健康保険財政の健全化を図る。

## 4 事業内容

本事業の受託者は、委託者である守口市（以下「本市」という。）が提供する下記のデータを活用し、PDCA サイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業を実施することとし、実施する保健事業は、①生活習慣病重症化予防事業、②医療費適正化事業、③たばこ対策事業とする。

上記の保健事業に加え、第3期データヘルス計画等は、令和6年度から令和11年度までの6か年計画であり、令和8年度が当該計画の中間期間にあたることから、第3期データヘルス計画等の進捗確認及び中間評価を行う。

なお、活用する各データのファイル形式は次のとおりとし、活用する期間については、原則、レセプトデータ及び薬剤処方データは令和6年4月診療分から令和9年1月診療分までの34か月分、特定健診データは令和6年度から令和8年度受診分、被保険者データは最新分とすること。

### ア. レセプトデータ

I. 医科：「21\_RECODEINFO\_MED. CSV」

II. DPC：「22\_RECODEINFO\_DPC. CSV」

III. 調剤：「24\_RECODEINFO\_PHA. CSV」

### イ. 特定健康診査受診結果等データ

I. FKAC131 特定健診受診者 CSV ファイル

II. FKAC161 特定健診結果等情報作成抽出（受診券情報）ファイル

- Ⅲ. FKAC164 特定健診結果等情報作成抽出（その他の結果情報）ファイル
- Ⅳ. FKAC165 特定健診結果等情報作成抽出（保健指導情報）ファイル
- Ⅴ. FKAC167 特定健診結果等情報作成抽出（健診結果情報）ファイル
- ウ. 薬剤処方データ
  - Ⅰ. 保険薬局管理ファイル：「RECNRTHYK.csv」
  - Ⅱ. レセプト管理ファイル：「REJTRTCRK.csv」
  - Ⅲ. 患者情報ファイル「REJTRTCKJ.csv」
  - Ⅳ. 処方基本ファイル「REJTRCSK.csv」
  - Ⅴ. 調剤情報ファイル「REJTRTCCJ.csv」
  - Ⅵ. 医薬品情報（特定器材兼用）ファイル「REJTRCIJ.csv」
  - Ⅶ. コメントファイル「REJTRTCCT.csv」
  - Ⅷ. 基本料・薬学管理料ファイル「REJTRTCKS.csv」
- エ. 被保険者データ（自庁システムから抽出）
  - 世帯情報及び個人情報（csv）
- オ. K D B 帳票データ
  - 上記データの他、事業の実施において必要となるデータについては、本市と受託者が協議して定める。

(1) 保健事業の実施

第3期データヘルス計画等に基づき、PDCA サイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業として、以下の事業を実施すること。

① 生活習慣病重症化予防事業

ア. 医療機関への受診勧奨事業（高血圧）

(A) 特定健診の受診者を対象とする事業

Ⅰ. 事業内容

特定健診の受診者で、血圧の数値が厚生労働省で定める受診勧奨判定値を超え、本市が受診勧奨をすべきと判断した者の内、医療機関で受診していない者（以下「高血圧受診勧奨対象者」という。）に対し、医療機関への受診を勧奨する通知を作成・送付する。

Ⅱ. 通知送付予定人数

合計 800 人程度

Ⅲ. 対象者の抽出

特定健康診査受診結果等データ等と抽出日時点における直近のレセプトデータを用いて高血圧受診勧奨対象者を抽出する。

Ⅳ. 送付予定時期

9月下旬と1月下旬の合計2回

Ⅴ. 通知等の作成及び送付

通知は特定健診結果の片面フルカラー刷り（1種類）と、発症リスクのレベルに応じてデザインの異なる勧奨通知の両面フルカラー刷り（2種類）

の2枚を1組とし、版面サイズはいずれもA4判とする。問合せ時の対応を円滑にするため、封筒は通知ごとに異なるフルカラー刷り（1種類）とする。また、印刷してから納品するまでの間に資格喪失した者等については、リストを提供するので、可能な限り抜き取りを行い、封入・封緘したうえで発送日の前日までに本市へ納品する。

なお、発送については受託者が本市に来庁し、通知を引き取り、発送を行う。郵送料も受託者が負担するものとする。

#### VI. 校正

校正は原則3回とし、校正刷りは電子データで提出すること。ただし、完成品については、紙ベースで本市へ複数枚納品する。

また、校正の指示が不明確な場合は、逐次確認すること。

#### VII. 前年度高血圧受診勧奨対象者の受診状況の報告

前年度高血圧受診勧奨対象者（令和7年度対象者数約600件）について、通知送付日以降のレセプトデータを確認し、通知を送付したが医療機関で受診していない者を抽出し、本市に報告すること。

#### VIII. 通知送付後の受診確認及び未治療者の抽出

第1回目（9月下旬予定）に受診勧奨通知を送付した高血圧受診勧奨対象者の通知送付日以降のレセプトデータを確認し、通知を送付したが医療機関で受診していない者を抽出し、本市に報告すること。

#### IX. その他

通知の内容、送付時期、データの抽出条件等の詳細は本市と受託者が協議して定める。

### (B) 治療中断者を対象とする事業

#### a. 高血圧受診勧奨（治療中断）対象者

##### I. 事業内容

過去に高血圧に関する治療をしていたが、医療機関への受診が一定期間ない者（以下「高血圧受診勧奨（治療中断）対象者」という。）に対し、医療機関への受診を勧奨する通知を作成・送付する。

##### II. 通知送付予定人数

500人程度

##### III. 対象者の抽出

レセプトデータから高血圧受診勧奨（治療中断）対象者を抽出すること。

##### IV. 送付予定時期

11月中旬

##### V. 通知等の作成及び送付

通知は勧奨通知の両面フルカラー刷り（1種類）とし、版面サイズはA4判とする。問合せ時の対応を円滑にするため、封筒は通知ごとに異なるフルカラー刷り（1種類）とする。

また、印刷してから納品するまでの間に資格喪失した者等については、リストを提供するので、可能な限り抜き取りを行い、封入・封緘したうえで発送日の前日までに本市へ納品する。

なお、発送については受託者が本市に来庁し、通知を引き取り、発送を行う。郵送料も受託者が負担するものとする。

#### VI. 校正

校正は原則3回とし、校正刷りは電子データで提出すること。ただし、完成品については、紙ベースで本市へ複数枚納品する。

また、校正の指示が不明確な場合は、逐次確認すること。

#### VII. 前年度高血圧受診勧奨対象者の受診状況の報告

前年度高血圧受診勧奨対象者（中断者）（令和7年度対象者数約200件）について、通知送付日以降のレセプトデータを確認し、通知を送付したが医療機関で受診していない者を抽出し、本市に報告すること。

#### VIII. 通知送付後の受診確認及び未治療者の抽出

受診勧奨通知を送付した高血圧受診勧奨対象者（中断者）の通知送付日以降のレセプトデータを確認し、通知を送付したが医療機関で受診していない者を抽出し、本市に報告すること。

#### IX. その他

通知の内容、送付時期、データの抽出条件等の詳細は本市と受託者が協議して定める。

#### b. 高血圧受診勧奨（未治療）対象者

##### I. 事業内容

前年度の高血圧受診勧奨対象者のうち、医療機関で受診していない者（以下「高血圧受診勧奨（未治療）対象者」という。）を抽出する。

##### II. 抽出予定人数

600人程度

##### III. 対象者の抽出

前年度の高血圧受診勧奨対象者と抽出日時点における直近レセプトデータを用いて高血圧受診勧奨（未治療）対象者を抽出する。

##### IV. 抽出予定時期

9月上旬

##### V. その他

データの抽出条件等の詳細は本市と受託者が協議して定める。

#### イ. 医療機関への受診勧奨事業（コレステロール）

##### I. 事業内容

特定健診の受診者で、コレステロールの数値が厚生労働省で定める受診勧奨判定値を超え、本市が受診勧奨をすべきと判断した者の内、医療機関で受診していない者（以下「コレステロール受診勧奨対象者」という。）に

対し、医療機関への受診を勧奨する通知を作成・送付する。

## II. 通知送付予定人数

80人程度

## III. 対象者の抽出

特定健康診査受診結果等データ等と抽出日時点における直近のレセプトデータをを用いてコレステロール受診勧奨対象者を抽出する。

## IV. 送付予定時期

1月下旬

## V. 通知等の作成及び送付

通知は特定健診結果の片面フルカラー刷り（1種類）と、勧奨通知の両面フルカラー刷り（1種類）の2枚を1組とし、版面サイズはいずれもA4判とする。問合せ時の対応を円滑にするため、封筒は通知ごとに異なるフルカラー（1種類）とする。

また、印刷してから納品するまでの間に資格喪失した者等については、リストを提供するので、可能な限り抜き取りを行い、封入・封緘したうえで発送日の前日までに本市へ納品する。

なお、発送については受託者が本市に来庁し、通知を引き取り、発送を行う。郵送料も受託者が負担するものとする。

## VI. 校正

校正は原則3回とし、校正刷りは電子データで提出すること。ただし、完成品については、紙ベースで本市へ複数枚納品する。

また、校正の指示が不明確な場合は、逐次確認すること。

## VII. 前年度コレステロール受診勧奨対象者の受診状況の報告

前年度コレステロール受診勧奨対象者（令和7年度対象者数約60件）について、通知送付日以降のレセプトデータを確認し、通知を送付したが医療機関で受診していない者を抽出し、本市に報告すること。

## VIII. その他

通知の内容、送付時期、データの抽出条件等の詳細は本市と受託者が協議して定める。

## ウ. 糖尿病性腎症重症化予防事業

### (A) 特定健診の受診者を対象とする事業

#### I. 事業内容

特定健診の受診者で、HbA1c等の数値等が厚生労働省で定める受診勧奨等の対象者にあたり、医療機関で受診していない者（以下「糖尿病受診勧奨対象者」という。）に対し、医療機関への受診を勧奨する通知を作成・送付する。

#### II. 通知送付予定人数

合計200人程度

### III. 対象者の抽出

特定健康診査受診結果等データ等と抽出日時点における直近のレセプトデータを用いて糖尿病受診勧奨対象者を抽出する。

### IV. 送付予定時期

9月下旬と1月下旬の合計2回

### V. 通知等の作成及び送付

通知は特定健診結果の片面フルカラー刷り（1種類）と、発症リスクのレベルに応じてデザインの異なる勧奨通知の両面フルカラー刷り（3種類）の2枚を1組とし、版面サイズはいずれもA4判とする。問合せ時の対応を円滑にするため、封筒は通知ごとに異なるフルカラー刷り（1種類）とする。

また、印刷してから納品するまでの間に資格喪失した者等については、リストを提供するので、可能な限り抜き取りを行い、封入・封緘したうえで発送日の前日までに本市へ納品する。

なお、発送については受託者が本市に来庁し、通知を引き取り、発送を行う。郵送料も受託者が負担するものとする。

### VI. 校正

校正は原則3回とし、校正刷りは電子データで提出すること。ただし、完成品については、紙ベースで本市へ複数枚納品する。

また、校正の指示が不明確な場合は、逐次確認すること。

### VII. 前年度糖尿病受診勧奨対象者の受診状況の報告

前年度糖尿病受診勧奨対象者（令和7年度対象者数約100件）について、通知送付日以降のレセプトデータを確認し、通知を送付したが医療機関で受診していない者を抽出し、本市に報告すること。また、前年度糖尿病受診勧奨対象者が令和8年度に特定健診を受診した場合、前年度数値等との比較を行い、本市に報告すること。

### VIII. 通知送付後の受診確認及び未治療者の抽出

第1回目（9月下旬予定）に受診勧奨通知を送付した糖尿病受診勧奨対象者の通知送付日以降のレセプトデータを確認し、通知を送付したが医療機関で受診していない者を抽出し、本市に報告すること。

### IX. その他

通知の内容、送付時期、データの抽出条件等の詳細は本市と受託者が協議して定める。

## (B) 治療中断者を対象とする事業

### a. 糖尿病受診勧奨（治療中断）対象者

#### I. 事業内容

過去に糖尿病に関する治療をしていたが、医療機関への受診が一定期間ない者（以下「糖尿病受診勧奨（治療中断）対象者」という。）に対し、

医療機関への受診を勧奨する通知を作成・送付する。

II. 通知送付予定人数

100人程度

III. 対象者の抽出

レセプトデータから糖尿病受診勧奨（治療中断）対象者を抽出すること。

IV. 送付予定時期

11月中旬

V. 通知等の作成及び送付

通知は勧奨通知の両面フルカラー刷り（1種類）とし、版面サイズはA4判とする。問合せ時の対応を円滑にするため、封筒は通知ごとに異なるフルカラー刷り（1種類）とする。

また、印刷してから納品するまでの間に資格喪失した者等については、リストを提供するので、可能な限り抜き取りを行い、封入・封緘したうえで発送日の前日までに本市へ納品する。

なお、発送については受託者が本市に来庁し、通知を引き取り、発送を行う。郵送料も受託者が負担するものとする。

VI. 校正

校正は原則3回とし、校正刷りは電子データで提出すること。ただし、完成品については、紙ベースで本市へ複数枚納品する。

また、校正の指示が不明確な場合は、逐次確認すること。

VII. 前年度糖尿病受診勧奨対象者の受診状況の報告

前年度糖尿病受診勧奨対象者（中断者）（令和7年度対象者数約100件）について、通知送付日以降のレセプトデータを確認し、通知を送付したが医療機関で受診していない者を抽出し、本市に報告すること。

VIII. 通知送付後の受診確認及び未治療者の抽出

受診勧奨通知を送付した糖尿病受診勧奨対象者（中断者）の通知送付日以降のレセプトデータを確認し、通知を送付したが医療機関で受診していない者を抽出し、本市に報告すること。

IX. その他

通知の内容、送付時期、データの抽出条件等の詳細は本市と受託者が協議して定める。

b. 糖尿病受診勧奨（未治療）対象者

I. 事業内容

前年度の糖尿病受診勧奨対象者のうち、医療機関で受診していない者（以下「糖尿病受診勧奨（未治療）対象者」という。）を抽出する。

II. 抽出予定人数

100人程度

III. 対象者の抽出

前年度の糖尿病受診勧奨対象者と抽出日時点における直近レセプトデータを用いて糖尿病受診勧奨（未治療）対象者を抽出する。

IV. 抽出予定時期

9月上旬

V. その他

データの抽出条件等の詳細は本市と受託者が協議して定める。

エ. 日常活動を促す通知

I. 事業内容

特定健診の受診対象者となっている被保険者のうち、本市が日常活動を促す必要があると判断した者

II. 通知送付予定人数

2,000人程度

III. 対象者の抽出

本市で抽出を行う。

IV. 送付予定時期

1月下旬

V. 通知の作成及び送付

通知は両面フルカラー刷り（2種類）とし、版面サイズはA4判とする。問合せ時の対応を円滑にするため、封筒は通知ごとに異なるフルカラー刷り（2種類）とする。

また、印刷してから納品するまでの間に資格喪失した者等については、リストを提供するので、可能な限り抜き取りを行い、封入・封緘したうえで発送日の前日までに本市へ納品する。

なお、発送については受託者が本市に来庁し、通知を引き取り、発送を行う。郵送料も受託者が負担するものとする。

VI. 校正

校正は原則3回とし、校正刷りは電子データで提出すること。ただし、完成品については、紙ベースで本市へ複数枚納品する。

また、校正の指示が不明確な場合は、逐次確認すること。

VII. その他

通知の内容、送付時期、データの抽出条件等の詳細は本市と受託者が協議して定める。

オ. 早期介入保健指導対象者の抽出

I. 事業内容

本市で抽出した、早期介入保健指導対象者のうち、医療機関への受診のない者を抽出する。

II. 抽出予定人数

合計1,200人程度

### Ⅲ. 抽出

本市が抽出した早期介入保健指導対象者から、特定健診受診日後のレセプトデータを用いて医療機関を受診していないものを抽出する。

### Ⅳ. 抽出予定時期

1月上旬

### Ⅴ. その他

データの抽出条件等の詳細は本市と受託者が協議して定める。保健指導実施前後の評価内容について報告書を本市に提出すること。

## ② 医療費適正化事業

### ア. 重複・頻回受診者、重複服薬者等への訪問指導事業

#### (A) 重複・頻回受診者、重複服薬者等への訪問指導事業における対象者の抽出

##### Ⅰ. 事業内容

重複受診、頻回受診、重複服薬及び多剤投与の傾向にある被保険者（以下「重複受診者等」という。）への訪問指導に係る対象者を抽出する。

##### Ⅱ. 抽出予定人数

合計 200 人程度

##### Ⅲ. 対象者の抽出

第1回目は5月から7月診療までの3か月分のレセプトデータを対象に重複受診者等を指導の優先順位が高い順に抽出すること。第2回目は8月から10月診療までの3か月分のレセプトデータを対象に重複受診者等の傾向にある被保険者を指導の優先順位が高い順に抽出すること。

##### Ⅳ. 抽出予定時期

9月上旬と12月下旬の合計2回

##### Ⅴ. その他

データの抽出条件等の詳細は本市と受託者が協議して定める。

#### (B) 前年度重複受診者等への保健指導実施後の処方状況の確認及び評価

##### Ⅰ. 事業内容

前年度重複受診者等（令和7年度対象者数約200件）への保健指導実施以降の処方状況を確認し、保健指導実施前後の評価を行う。

##### Ⅱ. 抽出予定人数

合計 200 人程度

##### Ⅲ. 抽出

保健指導実施後、3か月分のレセプトデータを用いて対象者の処方状況を抽出する。

##### Ⅳ. 抽出予定時期

9月上旬

##### Ⅴ. その他

データの抽出条件等の詳細は本市と受託者が協議して定める。保健指導実施前後の評価内容について報告書を本市に提出すること。

## イ. 後発医薬品差額通知の作成等

### I. 事業内容

先発医薬品が処方されている被保険者が後発医薬品に切り替えた場合の自己負担額の軽減効果等を記載した差額通知等を作成・送付する。

### II. 通知送付予定人数

合計 2,500 人程度

### III. 対象者の抽出

薬剤処方データを用いて、後発医薬品に切り替えた場合の自己負担額の軽減が 100 円以上見込める被保険者を抽出する。

### IV. 送付予定時期

7月下旬と11月下旬と3月下旬の合計3回

### V. 通知等の作成及び送付

通知は差額通知の両面フルカラー刷り（1種類）とし、版面サイズはA版とする。問合せ時の対応を円滑にするため、封筒は通知ごとに異なるフルカラー刷り（1種類）とする。

また、印刷してから納品するまでの間に資格喪失した者等については、リストを提供するので、可能な限り抜き取りを行い、封入・封緘したうえで発送日の前日までに本市へ納品する。

なお、発送については受託者が本市に来庁し、通知を引き取り、発送を行う。郵送料も受託者が負担するものとする。

### VI. 校正

校正は原則3回とし、校正刷りは電子データで提出すること。ただし、完成品については、紙ベースで本市へ複数枚納品する。

また、校正の指示が不明確な場合は、逐次確認すること。

### VII. 通知送付後の資料の作成

差額通知発送ごとに、後発医薬品に切り替えた場合の自己負担額の軽減が発生する全員の調剤費、後発医薬品の使用率など、個人別投薬履歴リストを作成すること。

### VIII. 削減効果等の分析と抽出

第1回目（7月下旬予定）の差額通知送付対象者の通知送付日以降4か月のレセプトデータを用いて、医療機関ごとの使用割合状況の抽出と分析及び医療費の削減効果を分析し、本市に報告する。また、前年度の差額通知送付対象者（令和7年度対象者約2,000件）に係る医療費の削減効果及び全被保険者に係る後発医薬品の使用状況等本市が指定するデータを抽出する。

### IX. その他

通知の内容、送付時期、データの抽出条件等の詳細は本市と受託者が協議して定める。

### ③ たばこ対策事業

#### I. 事業内容

特定健診の受診者で、問診により喫煙していることが判明し、禁煙勧奨が必要と本市が判断した者（以下「禁煙勧奨通知送付対象者」という。）に対し、禁煙外来制度等の内容を記載した禁煙勧奨通知を作成・送付する。

#### II. 通知送付予定人数

1,200人程度

#### III. 対象者の抽出

特定健診受診時の問診票により喫煙していることが判明した者を抽出すること。

#### IV. 送付予定時期

1月下旬

#### V. 通知の作成及び送付

通知は対象者の健康リスク等のレベルに応じてデザインの異なる勧奨通知の両面フルカラー刷り（2種類）とし、版面サイズはA4判とする。問合せ時の対応を円滑にするため、封筒は通知ごとに異なるフルカラー刷り（1種類）とする。

また、印刷してから納品するまでの間に資格喪失した者等については、リストを提供するので、可能な限り抜き取りを行い、封入・封緘したうえで発送日の前日までに本市へ納品する。

なお、発送については受託者が本市に来庁し、通知を引き取り、発送を行う。郵送料も受託者が負担するものとする。

#### VI. 校正

校正は原則3回とし、校正刷りは電子データで提出すること。ただし、完成品については、紙ベースで本市へ複数枚納品する。

また、校正の指示が不明確な場合は、逐次確認すること。

#### VII. 前年度勧奨者の受診状況の報告

前年度禁煙勧奨通知送付対象者（令和7年度対象者数約800件）について、通知送付日以降のレセプトデータを確認し、通知を送付したが医療機関で受診していない者を抽出し、本市に報告すること。

#### VIII. 前年度勧奨者の喫煙状況の報告

前年度禁煙勧奨通知送付対象者（令和7年度対象者数約800件）が令和8年度に特定健診を受診した場合、喫煙状況の比較を行い、本市に報告すること。

#### IX. その他

通知の内容、送付時期、データの抽出条件等の詳細は本市と受託者が協議して定める。

(2) 前年度保健指導実施者の受診状況の確認

I. 事業内容

前年度電話又は訪問による保健指導を実施した者の医療機関の受診状況を抽出する。

II. 抽出予定人数

合計 3,850 人程度

(内訳)

- |                         |              |
|-------------------------|--------------|
| ① 医療機関への受診勧奨事業（高血圧）     | 合計 1,470 人程度 |
| ② 医療機関への受診勧奨事業（コレステロール） | 合計 56 人程度    |
| ③ 糖尿病性腎症重症化予防事業         | 合計 210 人程度   |
| ④ 早期介入保健指導事業            | 合計 600 人程度   |
| ⑤ たばこ対策事業               | 合計 840 人程度   |

III. 抽出

保健指導実施後、3 か月分のレセプトデータを用いて医療機関の受診状況を抽出する。

IV. 抽出予定時期

8 月下旬

V. その他

データの抽出条件等の詳細は本市と受託者が協議して定める。

(3) 保健事業実施後の実績報告の提出

4 (1) において実施した保健事業について、事業の実施内容、人数、評価指標に基づく検証結果等を記載した実績報告書を作成し、事業完了後に本市に提出すること。

(4) 第3期データヘルス計画等の進捗確認及び中間評価事業

I. 医療・健康情報の分析及び保健事業の見直し

本市が提供するデータ等を用いて、データベースを構築し、第3期データヘルス計画等に記載している次の1～3の各データを直近のデータに更新し、分析及び見直しを行う。

また、必要に応じて随時追加の分析を行う。

1. 保険者の現状（データに基づいた現状分析）
2. 健康課題
3. 保健事業の実施計画・目的・目標値

II. 第4期特定健康診査等実施計画の見直し

第4期特定健康診査等実施計画で設定した次の1～3の各データを直近のデータに更新し、分析及び見直しを行う。

1. 特定健康診査及び特定保健指導の目標値
2. 特定健康診査及び特定保健指導の対象者数の推計
3. 事業の実施状況に基づく課題

### III. 分析結果の報告及び納品

受託者は上記Ⅰ及びⅡについて、分析し、報告書にまとめ提出すること。

なお、報告書は電子媒体（CD-R又はDVD-R）（Microsoft形式）で納品し、各種分析の過程で得られた図表等も同時に納品すること。納入期限等の詳細は本市と受託者が協議して定める。

### IV. レセプト等の分析における要件

レセプトに記載されている未コード化傷病名をコード化し、傷病名数全体に対する未コード化傷病名数の割合を3%未満とし、精度の高いデータベースにすること。また、レセプトに記載された全ての傷病名と診療行為（薬剤、検査、手術、処置、指導量等）を正しく結びつけ、レセプトに複数の傷病名が存在する場合は、傷病名毎の医療費の算出が可能な精度の高いデータベースとし、実際には治療されていない傷病名に医療費が集計されることのないようにすること。

## （5）分析データについて

提供した調剤のレセプトデータ等を基に、本市が指定した特定の薬剤が処方されている薬局及び処方元の医療機関名を抽出すること。

また、その他、本市が個別にデータ抽出や分析等の依頼した場合は、速やかに分析を行い、その結果を本市に提出すること。

## （6）個人情報保護対策について

個人情報を含むデータの受け渡しを行う場合は、LGWANを經由又は個人情報保護に配慮したファイル共有サービスを用いた方法を原則とする。なお、実際にデータの受け渡しを行う際は、守口市の許可を得ることとする。

## 5 その他

契約後、本業務仕様書に定めのないことについて疑義が生じた場合は、必要に応じて受託者と本市の双方が協議して定めるものとする。ただし、協議が成立しない場合、受託者は本市の指示に従うものとする。

また、本業務仕様書の内容を変更する必要がある場合は、契約者双方が協議して定めるものとする。